

## 鹿部町UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

令和5年3月30日

要綱第18号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿部町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うUIJターン新規就業支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から鹿部町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、UIJターン新規就業支援事業(移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職支援事業)実施要領及び鹿部町補助金等交付規則(昭和57年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

- (1) 単身での移住の場合 600,000円
- (2) 2人以上の世帯での移住の場合 1,000,000円

### (対象者要件)

第3条 申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、

雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和5年4月1日以降に、鹿部町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 鹿部町に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び町長が認める場合を除く。

(エ) 町税を滞納していないこと。

(オ) その他北海道及び町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、鹿部町内のサービス業、農林漁業及び生産工程業の職種の法人等への就業はこの限りでない。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(イ)のマッチングサイトに掲載された法人(以下「移住支援金対象法人」という。以下同じ。)に就業し、交付申請時において当該法人に在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業(以下「外部人材活用事業」という。)を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、交付申請時において当該法人に在職していること。
- (ウ) 当該法人において、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

#### (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件

鹿部町や地域の人々との関わりを有する者(関係人口)のうち、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 支給対象者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 鹿部町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(イ) 鹿部町に居住経験のある者

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に就業する者

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次のアからオに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に、鹿部町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請及び実績報告)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金対象法人に就業する場合、外部人材活用事業対象法人に就業する場合、又はテレワークにより移住先を生活の本拠とする場合は、転入後、

移住支援金対象法人又は外部人材活用事業対象法人に在職した後に、起業する場合は、地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定の日から1年以内であって、かつ、転入後に、移住支援金交付申請兼実績報告書(様式第1号)、移住者の就業先の就業証明書(就業用)(様式第2号)(テレワークの場合は、所属先の就業証明書(テレワーク用)(様式第3号)。起業する場合は、地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し)及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、第3号又は第4号の要件、また、世帯向けの金額を申請する者については同条第5号の要件に該当することを証する書類を町長に提出するものとする。

(対象者要件に関する見込みの報告)

第5条 移住支援金の交付申請日から5年以内に鹿部町から転出する見込みとなった場合、又は移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定及び額の確定等)

第6条 町長は、第4条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金は、前条の交付決定後において交付するものとする。

(移住支援金の返還)

第8条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると北海道及び町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の交付申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に鹿部町から転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第4号に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に鹿部町から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第9条 町長は、移住支援金の申請及び交付に関する情報、移住支援金返還対象者に関する情報について、北海道と共有することとする。また、北海道は、第3条第4号に係る交付決定に関する情報について、速やかに鹿部町と共有することとする。

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付を受けた者並びに移住支援金対象法人の登録申請者及び移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

鹿部町長 様

移住支援金交付申請兼実績報告書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名押印又は署名してください。）

フリガナ		性別	生年月日	
氏名			西暦	年 月 日
転入日	西暦	年 月 日		
住所	〒			
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した 家族の人数 (1の申請者は含まない。)	人
移住支援金 の種類	就業	起業	上記のうち、18歳未満の人数	人
	テレワーク	関係人口	専門 人材	

3 確認事項（該当する項目に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「北海道及び鹿部町の個人情報の取扱いについて」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、鹿部町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する (職種名： )
(テレワークの場合のみ記載) 鹿部町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

なお、鹿部町内のサービス業、農林漁業及び生産工程業の職種の法人等への就業に限り、支給対象となります。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

#### 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤及び通学履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤及び通学履歴を記載

期間	就業先 (通学先)	就業地 (学校名)

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

#### 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ( )

管理コード (北海道及び鹿部町使用欄)	
---------------------	--

## 7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書その他提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 鹿部町在住の証明書類（住民票の写し等。世帯の場合は同一世帯であることが確認できる書類）
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (4) 納税証明書その他鹿部町に納めるべき税を滞納していないことを証する書類
- (5) 就業の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第2号）  
起業の場合：北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金交付決定通知書」の写しテレワークの場合：就業先が交付した就業証明書（様式第3号）
- (6) 連続5年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等。世帯の場合は、移住元において同一世帯であったことが確認できること。）
- (7) 連続5年以上就労の証明書類（東京23区の在勤者に該当する場合のみ添付）
  - ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者
    - (ア) 移住元で就業していた企業等の就業証明書（就業証明書の提出が難しい場合は、退職証明書や離職票等、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
    - (イ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
  - イ 法人経営者又は個人事業主であった者
    - (ア) 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
    - (イ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

別紙1（様式第1号関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び鹿部町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：半額  
  
(就職の場合のみ)
  - (4) 交付要綱第3条第2項において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
  
(起業の場合のみ)
  - (5) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される町長からの確認により、現状の報告を求められた場合には、それに応じます。  
※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

## 別紙2（様式第1号関係）

### 北海道及び鹿部町の個人情報の取扱いについて

北海道及び鹿部町は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び鹿部町は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

鹿部町長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

⑩

就業証明書（就業用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない (該当する場合の職種： )
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない  <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

U I J ターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び鹿部町の求めに応じて、北海道及び鹿部町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

鹿部町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

⑨

就業証明書（テレワーク用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
テレワーク 交付金	勤務者に <del>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））</del> 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴 事業による資金提供をしていない

UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び鹿部町の求めに応じて、北海道及び鹿部町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

鹿部町長 様

申請者名  
居住地

就業時間の証明書 (テレワーク用)

下記のとおり事実であることを証明します。  
記

就労開始日	年 月 日			
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間
	平日	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
特記事項 (備考)				

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

鹿部町長

移住支援金交付決定通知書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 \_\_\_\_\_ 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：半額
  
- 2 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
  
- 3 【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
  
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (北海道及び鹿部町使用欄)	
---------------------	--

様式第5号（第6条関係）

申請年月日 年 月 日

鹿部町長 様

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

鹿部町U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱第6条第2項の規定により、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名押印又は署名してください。）

フリガナ			生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 再交付の理由

--

3 通知書の利用目的

--

管理コード（北海道及び鹿部町使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

様

鹿部町長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱第6条第3項の規定により、 年 月 日付けで発行した移住支援金交付決定通知書について、再交付いたします。

移住支援金 金 \_\_\_\_\_ 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合：半額
  
- 2 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
  
- 3 【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
  
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (北海道及び鹿部町使用欄)	
---------------------	--